



Vol.147

杜若経営法律事務所 弁護士 岸田鑑彦

退職合意はどの時点で成立する？

1 退職合意の成立時期

今回ご紹介する裁判例（A事件・東京地裁令和7年5月23日判決）は、被告会社が提案した退職勧奨の条件に、原告が受諾する旨のメール等をしたものの、その後、最終版の退職合意書面への署名前に退職合意を白紙にしたいと申し出た事案で、退職合意の成立が争われた事案です。

この事案では、それ以外にも、退職合意が自由な意思に基づくものであったか、錯誤または強迫により取り消すことができるか等も争点になっていますが、結論として退職合意は有効と判断されています。

2 正式な書面の取り交わしは不可欠か？

退職合意も当事者間の合意の1つであり、必ずしも様式性が有効要件になっているわけではありません。しかし雇用契約の終了という重大な効力を発生させること、この事案でも争点になっているように、自由な意思による合意か否か、内容についての錯誤の有無など争点になることが多いため、基本的には合意内容を記載した書面に署名をもらうべきです。

ただこの事案では「退職合意書案の送信が被告の申込みに当たり、原告がこれに記載された合意内容を確定的に受諾したといえる時点で承諾がされ、成立したと解するのが相当である」として、書面の取り交わしがなくても成立する余地があるとしています。

3 事案の概要

この事案では、退職勧奨が令和4年5月25日に行われ、その後、当事者間で条件交渉がなされています。そして最終的に11月9日、被告は、これまでの交渉を踏まえた退職合意書案及び付属書類を原告にメール添付し、令和5年5月31日付の退職合意を確認するため、当該メールに返信すべきと伝えました。

これに対して原告は、同日、メールで「本件退職合意書案を受け入れ、本件各付属書類に署名しようと思う」と返信し、実際に付属書類への署名は11月15日に行われ、11月末頃に提出されています。

ただ被告は、正式な退職合意書は「退職日当日に私的なメールアドレスに送信されるので電子署名をすべき」と伝えたので、その時点では署名が完了していなかったという事情があります。

また退職合意書案には「本契約は、令和5年5月31日午後6時までに原告が署名し、P7、P8に返送されない限り有効にならない。原告は、法律で義務付けられている場合を除き、本契約に記載されるすべての支払いは、原告が本契約に署名することを条件としていることをここに認める。」旨の記載がありました。

4 裁判所の判断

裁判所は、上記の文言から、被告による最終的な退職合意書面が被告による退職合意の申込み、これに対する原告の電子署名が原告の承諾に当たり、被告の退職合意が確定的に成立するのは、原告が電子署名をしてこれが被告に到達したときであるとも思われると述べつつも、

本件受諾メールの後、予定されているのは、原告が本件各付属書類に署名することと退職合意書面の作成のみであり、原告においても被告においても何らかの判断や検討を行うことは想定されていないこと、

退職合意書面の作成が令和5年5月31日とされているのは、同日に雇用契約を終了させるからであって、日付を合わせることによる事務処理の簡易化以外の理由は想定し難いこと、

仮に、確定的な合意が退職合意書面の作成まで成立しないとすると、半年以上前に退職合意の内容について当事者の意思が合致しているのに、終了する当日まで確定されないことになること、

などを指摘し、原告と被告の退職合意に関しては、本件退職合意書案の送信が被告の申込みに当たり、原告がこれに記載された合意内容を確定的に受諾したといえる時点で承諾がされ、成立したと解するのが相当であり、本件受諾メールはこの確定的な受諾に当たるといふべきであるし、仮にそうでないとしても、原告が、本件各付属書類に署名し被告に提出したことにより、確定的な受諾に当たるといふべきであると述べ、

原告と被告との間では、本件退職合意書案のと通りの合意が、令和4年11月9日、遅くとも、同月末頃の本件各付属書類の提出日に成立したと認められ、退職日である令和5年5月31日に予定されていた退職合意書面の作成は、双方によって合意の履行の一環であると解されるとして、合意の成立を認めました。

5 やはり速やかに取り交わした方がよい

本件では正式な退職合意書への署名が、約半年後の退職日までに行われるということになっていましたが、やはりその間の状況によって気持ちが変わることがあり得ます。

本件ではもともと退職条件についての交渉がしばらく行われ、それを踏まえた退職条件の提案、それに対する受諾の返信、退職合意書以外への付属書類への署名をしている等の事情があったので退職合意の成立を認定していますが、やはり退職勧奨に応じる旨の連絡があった場合は速やかに退職合意書の取り交わしをおこなった方が安全といえるでしょう。

以上

お電話・メールでご相談お待ちしております。(9:00~17:00)

[杜若経営法律事務所](#) TEL03-6275-0691/FAX03-6275-0692

メールでのお問い合わせは[こちら](#)